

認定NPO法人たすけあいの会ふきのとう 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、認定NPO法人たすけあいの会ふきのとうと称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所を千葉県四街道市四街道1521番地19号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、なんらかの手助けを希望する人々を対象に、たすけあいの精神に基づいた福祉サービス活動を、受け手と担い手が対等な関係を保ちつつ行い、その活動を軸にし、老いても病んでも最後まで自分らしく安心して暮らしていくことのできる地域社会の創設に努め、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 在宅福祉サービスに関する事業
- (2) 介護保険法に基づく居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (5) 他機関の福祉関連事業との連携事業
- (6) 学校教育関係との連携事業
- (7) 他の市民組織との連携事業

- (8) 社会福祉に関する調査、研修、啓発等に関する事業
- (9) 市民の権利擁護に関する事業
- (10) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 本会の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は法人、団体。
- (2) 運営会員 本会の運営に携わる正会員とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人または法人、団体。

(会員の入退会)

第7条 本会の目的に賛同し、総会において別に定める会費を納入すれば、誰でも会員となることができる。

2 会員は、申し出により、任意に退会することができる。

(会員の義務)

第8条 会員は、本会を政治、宗教その他営利目的に利用してはならない。

(運営会員の資格の得喪)

第9条 運営会員になろうとする者は、代表が別に定める申込書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、それを認めなければならない。

2 代表は、前項のものを運営会員として認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3 運営会員が次の各号の一に該当するに当たったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき、または運営会員である法人、団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令またはこの定款等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員規則)

第11条 会員の入退会手続きなどについては、代表が別に定める会員規則によるものとする。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

理事 5人以上 15人以内

監事 1人以上 2人以内

2 理事のうち、3人以内を代表、2人以内を副代表とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表及び副代表は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の一を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事または本会の職員を兼ねることができない。

(その他の役員)

第14条 代表は、必要に応じ、次の役員を総会の同意を得て、会員の中から委嘱する。

相談役 若干名

顧問 若干名

2 相談役及び顧問は、本会の業務について代表の諮問に応じて、意見を具申する。

3 相談役及び顧問は、本会の理事及び監事または職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当するに当たるときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁解の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、運営会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 業務報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織および運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員の5分の一以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、代表がこれにあたる。

(定足数)

第26条 総会は、運営会員総数の2分の一以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として書面をもって表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決または委任した運営会員は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作製しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 運営会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるものの他、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表がこれにあたる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印し

なければならない。

(稟議による決裁)

第38条 代表がやむを得ぬと認めた事由により理事会を開催できない場合、又は理事会を開催してその承認を得る時間的余裕がないと代表が判断した場合、第31条第1項第3号に該当する事項に限り、別に定める手続きをもって理事会の決議に変えることができる。

ただし、稟議による決裁事項はその理由とともに、決裁後、直近の理事会に代表が報告してその承認を得なければならない。

2 前条に定める稟議による決裁の方法及び様式については運営細則に定める

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第41条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

(会計の区分)

第42条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の他に特別の会計を置くことができる。

(事業計画及び予算)

第43条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない理由を生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の三以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

(解散)

第51条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 運営会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、運営会員総数の4分の三以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選任)

第52条 本会が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において運営会員総数の4分の三以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する特定非営利活動法人及び公益社団法人もしくは公益財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 本会が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の三以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については内閣府NPO法人ポータルサイト（法人情報入力欄）に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第56条 この会に、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、代表が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

代 表	国生 美南子	理 事	木島 美津子
副代表	間 桃代	同	田村 泰三
同	森 明子	同	大川 知子
理 事	小池 かねこ	同	神田 悦子
同	小山 陽子	同	薄 正一郎
同	香取 喜代子	同	高戸 久枝
同	福島 泉	監 事	佐藤 恵子
同	須藤 由美子		

- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の会費は、第7条第1項の規定にかかわらず、次の掲げる額とする。

正会員 年額2000円

賛助会員 年額3000円

認定NPO法人
たすけあいの会ふきのとう

定 款

平成 11 年 11 月 24 日 一部改訂
平成 13 年 8 月 30 日 一部改訂
平成 15 年 2 月 3 日 一部改訂

平成 16 年 9 月 21 日 一部改訂
平成 18 年 8 月 21 日 一部改訂
平成 19 年 9 月 10 日 一部改訂
平成 22 年 8 月 12 日 一部改訂

平成 25 年 8 月 21 日 一部改訂
平成 26 年 8 月 26 日 一部改訂
平成 27 年 1 月 7 日 一部改訂
平成 29 年 6 月 1 日 一部改訂